

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業  
(マテリアルリサイクル推進施設)

民間事業者の選定  
客観的な評価結果

令和3年10月

山辺・県北西部広域環境衛生組合



# 目次

第 1 章 事業内容に関する事項 .....	1
1. 事業名称 .....	1
2. 本事業の対象となる公共施設の種類 .....	1
3. 公共施設の管理者 .....	1
4. 事業目的 .....	1
5. 本施設の概要 .....	1
6. 事業方式 .....	3
7. 事業期間 .....	3
8. 事業期間終了後の措置 .....	3
9. 事業の対象となる業務範囲 .....	3
第 2 章 事業者選定までの経過 .....	5
1. 募集及び選定方法 .....	5
2. 審査委員会 .....	5
3. 選定スケジュール .....	5
4. 審査委員会の開催経過 .....	6
5. 落札者の決定 .....	6
6. 財政支出の削減効果 .....	6



## 第1章 事業内容に関する事項

### 1. 事業名称

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 (マテリアルリサイクル推進施設)

### 2. 本事業の対象となる公共施設の種類

名称 マテリアルリサイクル推進施設  
種類 一般廃棄物中間処理施設

### 3. 公共施設の管理者

山辺・県北西部広域環境衛生組合 管理者 並河 健

### 4. 事業目的

山辺・県北西部広域環境衛生組合(以下「本組合」という。)は、県の政策を受けて、大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町及び河合町の2市7町1村から構成され、平成28年4月に設立した。

本事業は、天理市、山添村、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町(以下「7市町村」という。)が、既存施設の老朽化及び運営に伴うさまざまな財政負担を削減するため、地元のご理解とご協力の下、広域化処理として新ごみ処理施設(マテリアルリサイクル推進施設)(以下「本施設」という。)の整備を行うものである。新施設の整備にあたっては、広域化による行政効率の向上、ごみ資源の有効活用(発電、再資源化等)などを図り、安定的なごみ処理の継続の確保及び防災拠点としての整備を目的に広域化を目指すことになった。

本施設においては、高性能、最新鋭のごみ処理施設とすることはもちろん、建設予定地の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ、維持管理の容易な施設の建設を図るものである。また、施設管理要員、施設運転要員にとって、安全かつ衛生的で働きやすい労務環境を確保できるものとする。

### 5. 本施設の概要

本施設の概要を表1に示す。

表1 本施設の概要

名称：マテリアルリサイクル推進施設
建設予定地：奈良県天理市櫛本町3246番1 外41筆
事業実施区域面積：約1.7 ha (全区域面積：約 2.3 ha)

マテリアルリサイクル推進施設	工場棟	<p>1) 構成施設：不燃ごみ・粗大ごみ処理施設、プラスチック処理施設、ペットボトル、びん、缶、ストックヤード</p> <p>2) 処理対象物</p> <p>ア 不燃ごみ・粗大ごみ</p> <p>イ プラスチック製容器包装</p> <p>ウ ペットボトル</p> <p>エ びん</p> <p>オ 缶</p> <p>カ 紙類</p> <p>キ 古着</p> <p>ク 小型家電</p> <p>ケ 有害ごみ：電池類、蛍光灯類、温度計類</p> <p>3) 処理方式：破碎、選別、圧縮・梱包、保管等</p> <p>4) 施設規模</p> <p>ア 不燃ごみ・粗大ごみ 13.7 t/5h×1系列 (不燃ごみ；9.1t/5h) (粗大ごみ；4.6t/5h)</p> <p>イ プラスチック製容器包装 4.1t/5h×1系列</p> <p>ウ ペットボトル 1.3t/5h</p> <p>エ びん 3.0t/5h</p> <p>オ 缶 1.4t/5h</p> <p>カ スtockヤード</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>紙類</td> <td>38.7m<sup>3</sup>/日 (271m<sup>3</sup>/7日)</td> </tr> <tr> <td>古着</td> <td>2.3m<sup>3</sup>/日 (17m<sup>3</sup>/7日)</td> </tr> <tr> <td>小型家電</td> <td>4.7m<sup>3</sup>/日 (33m<sup>3</sup>/7日)</td> </tr> <tr> <td>有害ごみ</td> <td>0.1m<sup>3</sup>/日 (1m<sup>3</sup>/7日)</td> </tr> </table> <p>5) その他の要件</p> <p>ア 見学通路を用いて普及啓発を行うための設備（フリーマーケットを行えるスペースの確保、ピクチャーレールの設置等）</p>	紙類	38.7m <sup>3</sup> /日 (271m <sup>3</sup> /7日)	古着	2.3m <sup>3</sup> /日 (17m <sup>3</sup> /7日)	小型家電	4.7m <sup>3</sup> /日 (33m <sup>3</sup> /7日)	有害ごみ	0.1m <sup>3</sup> /日 (1m <sup>3</sup> /7日)
	紙類	38.7m <sup>3</sup> /日 (271m <sup>3</sup> /7日)								
	古着	2.3m <sup>3</sup> /日 (17m <sup>3</sup> /7日)								
小型家電	4.7m <sup>3</sup> /日 (33m <sup>3</sup> /7日)									
有害ごみ	0.1m <sup>3</sup> /日 (1m <sup>3</sup> /7日)									
管理棟 啓発施設	<p>1) 主な施設概要</p> <p>ア 啓発施設：啓発活動用多目的スペース、図書コーナー、各種啓発設備、会議室、運営事業者事務室、受付、書庫等</p> <p>イ 本組合事務所、局長室等</p> <p>管理棟と啓発施設は一体で整備し、マテリアルリサイクル推進施設と同じ敷地に別棟で設置するものとする。</p>									
関連施設	<p>1) 主な施設概要</p> <p>計量棟、洗車場、駐車場、構内通路、防災調整池、植栽、門扉等</p> <p>なお、啓発施設への動線と搬入車両動線とを分けて、啓発施設用の駐車場を設ける。</p>									

## 6. 事業方式

本事業は、PFI 法に準じて、事業者が、本組合の所有となる本施設について設計・建設・運営を一括して受託する DBO 方式とする。

## 7. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。なお、本施設は、運営開始後25年間に加え、さらに25年程度に渡って使用する予定である。

- 1) 設計・建設期間 : 事業契約締結日から令和7年4月末まで
  - 2) 運営期間 : 令和7年5月から令和32年4月まで (25年間)
- ※ただし、啓発事業の実施に関する契約期間は令和7年5月から令和12年4月までの5年間とする。

## 8. 事業期間終了後の措置

本施設では、供用開始後約50年間にわたって使用することを前提として建設業務及び運営業務を行うこととする。

また、事業者は、事業期間終了時に本施設を本組合の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保つこととする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後21年目（令和27年5月以降）から、本組合及び事業者は協議を開始すること。啓発事業については、運営開始4年目（令和10年5月以降）から、事業期間終了時の措置について本組合と協議する。また、事業者は引き継ぎに関して協力すること。

## 9. 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。

- 1) 事業者が行う業務
  - ① 本施設の設計に関する業務
    - ア 本施設の設計（エネルギー回収型廃棄物処理施設の見学者向け説明用調度品のアドバイス含む。）
    - イ 本組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
    - ウ 既存施設（テニスコート、グラウンド等）の解体設計
    - エ 本組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
    - オ その他許認可申請支援
    - カ 本施設の設計のセルフモニタリング
    - キ 宅地造成の許可申請（全区域）
  - ② 本施設の建設に関する業務
    - ア 本施設の建設（エネルギー回収型廃棄物処理施設の見学者向け説明用調度品のアドバイス含む。）
    - イ 既存施設（テニスコート、グラウンド等）の解体撤去
    - ウ 建設工事に係る許認可申請等
    - エ 本施設の建設のセルフモニタリング
    - オ 開発行為及び宅地造成に係る造成工事（全区域）
  - ③ 本施設の運営に関する業務  
（マテリアルリサイクル推進施設）
    - ア 受付業務
    - イ 運転管理業務
    - ウ 維持管理業務

- エ 情報管理業務
- オ 環境管理業務
- カ 防災管理業務
- キ 保安・清掃業務
- ク 周辺住民等対応業務
- ケ 可燃・不燃残渣の運搬（エネルギー回収型廃棄物処理施設まで。）
- コ 有価物の引き渡し（引き取り業者への引き渡しについて、貯留及び積み込みまでは事業者の業務範囲とする。）
- サ マテリアルリサイクル推進施設の運営セルフモニタリング
- シ その他これらに附帯関連する業務  
(啓発施設)
- ス 受付業務
- セ 維持管理業務（稼働時に整備されている備品のうち、固定式のもの（移動できないもの）以外の設備）
- ソ 事前申込者に対する見学対応（エネルギー回収型廃棄物処理施設の案内を含む。）
- タ 啓発業務（環境学習の支援、ワークショップの開催等）
- チ 啓発施設の運営セルフモニタリング
- ツ その他管理棟・啓発施設運営に必要な業務

## 2) 本組合が行う業務

- ① 本施設の設計・建設に関する業務
  - ア 用地の確保
  - イ 住民対応
  - ウ 本施設の交付金申請手続
  - エ 本施設の設計・建設モニタリング
  - オ その他これらを実施する上で必要な業務
- ② 本施設の運営に関する業務
  - ア 住民対応
  - イ 運営モニタリング
  - ウ 本施設への一般廃棄物等の搬入
  - エ 有価物等の引取企業の確保
  - オ その他これらを実施する上で必要な業務

## 第2章 事業者選定までの経過

### 1. 募集及び選定方法

総合評価一般競争入札

### 2. 審査委員会

事業提案の審査は、複数名の学識経験者で構成される「新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会」（以下「審査委員会」という。）において行われた。

### 3. 選定スケジュール

実施スケジュールを表2に示す。

表2 選定スケジュール

内 容	日 程
1 入札公告及び入札説明書等の公表・交付	令和3年1月8日（金）
2 現地視察の実施予定	令和3年1月19日（火）
3 第1回入札説明書等に関する質問受付期限 （入札参加資格に関する質問）	令和3年1月27日（水）
4 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和3年2月8日（月）
5 入札参加資格審査書類受付期限	令和3年2月24日（水）
6 入札参加資格審査結果の通知・応募者名の交付	令和3年3月5日（金）
7 第2回入札説明書等に関する質問受付期限 （入札参加資格以外に関する質問）	令和3年3月17日（水）
8 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和3年3月31日（水）
9 対面的対話の事業概要書及び確認事項の受付期限	令和3年4月7日（水）
10 対面的対話	令和3年4月14日（水）
11 対面的対話の確認事項に対する回答の公表	令和3年4月23日（金）
12 事業提案書の受付期限	令和3年6月30日（水）
13 基礎審査に係る修正要望（修正指示）	令和3年7月14日（水）
14 修正提案書の受付	令和3年7月28日（水）
15 基礎審査結果通知	令和3年8月4日（水）
16 事業者ヒアリング	令和3年9月12日（日）
17 落札者決定の通知及び公表	令和3年9月22日（水）
18 基本協定締結	令和3年10月8日（金）
19 事業契約仮契約締結	令和3年11月上旬
20 契約議案の本組合議会議決	令和3年12月上旬
21 契約本契約	令和3年12月上旬

#### 4. 審査委員会の開催経過

審査委員会は、表3の経過で行った。

表3 審査委員会経過

回数	内容	日付
第1回	1 委嘱状交付 2 委員長・副委員長の互選（委員会の諮問を含む） 3 委員会の公開について 4 議事 (1) 事業者選定スケジュール（案）について (2) 実施方針（案）について (3) 要求水準書（案）について (4) 落札者決定基準（案）について (5) 見積依頼先について	平成30年12月10日（月）
第8回	(1) 今後のスケジュールについて (2) マテリアルリサイクル推進施設実施方針（案）について (3) マテリアルリサイクル推進施設要求水準書（案）について	令和2年10月16日（金）
第9回	(1) マテリアルリサイクル推進施設入札公告資料について (2) 今後のスケジュールについて	令和2年12月11日（金）
第12回	1 入札執行状況報告 2 （マテリアルリサイクル推進施設）質問回答等 3 （マテリアルリサイクル推進施設）技術提案書評価説明 4 今後のスケジュールについて	令和3年8月26日（木）
第13回	事業者ヒアリング	令和3年9月12日（日）
	管理者への審査結果報告書の提出	令和3年9月17日（金）

注) 本事業は令和元年度に入札公告を行ったが、契約締結前に予定敷地内に家屋倒壊等氾濫想定区域が設定されたため、計画の見直しを行い、令和2年度に再度入札を行ったものである。

なお、第2～6回事業者選定委員会は前回の入札行為に係る委員会のため、また第7回及び第10、11回事業者選定委員会は他事業に係る委員会のため表記せず、本表は今回事業に関する経過状況のみを示している。

#### 5. 落札者の決定

本組合は、審査委員会の選定結果を踏まえ、令和3年9月22日（水）に新明和工業株式会社グループを落札者として決定した。

#### 6. 財政支出の削減効果

落札者の落札価格に基づき、本事業をDBO事業として実施する場合の本組合の財政支出と本組合が直接事業を実施する場合の財政比較を行った結果、次に示すとおり、現在価値換算で約4.42%削減が見込まれる結果となった。

項目	財政負担見込額	備考
① 本組合が自ら実施する場合	約108.0億円	交付金を歳入として考慮済み
② DBO方式として実施する場合	約103.3億円	交付金を歳入として考慮済み
③ VFM（金額）	約4.7億円	①－②
④ VFM（割合）	約4.42%	③÷①